

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務  
の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和3年6月22日  
大 阪 府

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の区域変更等を踏まえた建設工事及び  
測量・建設コンサルタント等業務にかかる取扱いについて**

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の対応については、これまでもお知らせしているところです。

このたび、令和3年6月17日に、本府については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域からまん延防止等重点措置を実施すべき区域へ変更され、当該措置を実施すべき期間を同年6月21日から同年7月11日までとすることが決定されました。

これらを踏まえて、国土交通省から別添のとおり、令和3年6月21日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年6月17日）に伴う工事及び業務の対応について」の事務連絡がありました。

これを受け、建設工事等の取扱いについては、国土交通省と同様とし、令和3年6月21日以降についても継続することとしましたので、お知らせします。

【問い合わせ先】

総務部 契約局 総務委託物品課

TEL06-6941-0351（内線 5375）